

第14回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和7年3月12日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員です。会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

内記町長より提出されております説明員は、事前に配付した着席のとおりですので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は予算審査2日目ですが、昨日の審査では事前に申し合わせたにもかかわらず、質問で終わらずにお願いや要望する発言がありました。これについては、審査途中で委員各位に指摘をしたところですが、質疑の際には、質問で終わり、質疑に徹底していただくようお願いいたします。

あわせて、委員、執行機関とも質問、答弁ともそれぞれ簡潔明瞭に発言していただき、スムーズな委員会運営にご協力いただきますようお願いしておきます。

それでは、直ちに日程に従って審査を進めます。

初めに、建設水道課の審査を行います。建設水道課長より予算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 皆さん、おはようございます。本日よりよろしくお願いいたします。令和7年度建設水道課所管の予算概要について説明申し上げる前に、委員各位にはご協力いただき、人材研修の場としても活用していただく趣旨により、当課からも職員8名を随行させていただきました。必要に応じて課長代理からも説明や回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは着座で説明をさせていただきます。改めまして、令和7年度建設水道課所管の予算について概要を説明させていただきます。当課抜粋の一般会計予算歳入歳出明細書により、また事業ごとの詳細は予算説明書にてご確認ください。

では初めに、建設土木関連の歳出についてですが、予算書4ページを御覧ください。4款衛生費、6款農林水産業費については、水道事業、下水道事業の農業集落排水事業への繰出金及び出資金となります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、職員人件費と、5ページには事務消耗品、コピー機使用料などを計上しております。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は、各種団体への負担金と、6ページの道路台帳の補正業務委託料になります。

2目道路維持費になりますが、会計年度任用職員として任用する道路維持作業員の給料及び諸手当、7ページを御覧ください。道路を維持していく上での消耗品、光熱水費、修繕料等、道路維持及び道路維持車両の管理費が主なものとなります。また、町道の舗装補修、8ページ、側溝改修、ガードレールやデリネーターなどの道路安全施設の補修などをそれぞれ予算計上しております。

道路防災対策事業、道路施設点検事業及び町道舗装改良事業ではありますが、その詳細は予算説明書76ページから77ページ上段に詳細を記載しております。併せてご確認をお願いします。これらの事業は、国の補助金などを活用して行う事業で、新年度において補助金及び交付金の内示額によっては一部変更が必要となる場合が

あることをあらかじめご承知おきください。

次に、3目道路除雪費になりますが、予算書9ページを御覧ください。前年度当初予算と比較し4,400万円ほど増加しておりますが、これは人件費や燃料費の単価増に加え、今年度の降雪状況から勘案した経費増や湯本流雪溝のポンプ操作盤が老朽化しておりまして、これを更新する予定であることなどを令和7年度予算に計上したことによるものです。このほか会計年度任用職員として雇用する直営の作業員に係る給料、時間外手当、共済費、歩道除雪委託料、除雪車両や格納庫管理費などの除雪作業に伴う経費と併せて、除雪機械整備事業として昨年12月に債務負担行為を、また2月に契約案件をそれぞれご承認いただいた除雪ドーザー1台の更新について予算計上しております。ここまでの説明についての詳細は、予算説明書の77ページ下段から79ページ上段に掲載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

続いて、12ページになります。12ページ、5目橋梁費、橋梁改修事業、橋梁補修設計業務委託料1,800万円は、湯本湯田地区をつなぐ町道湯本清水ケ野線の山室橋に係るもので、全国的にも希少な100年を超えるコンクリートアーチ橋は、都道府県指定文化財に相当する近代土木遺産ランクBであることから、国土交通省東北地方整備局の東北メンテナンスセンターにより改めて直接点検調査を行っていただいております。必要な補修と近隣の水処理を適正化することで、十分長寿命化は図れるものとの判断をいただいたことから、補修工事に向け設計を行おうとするものです。また、工事請負費は、町道東側幹線長瀬野6号橋、長瀬野地区にある6号橋でございますが、これに係る補修工事費でございます。負担金、補助金及び交付金の町道丸子峠線、緑橋橋梁耐震補修工事負担金1億2,000万円は、長瀬野6号橋と同様に、道路施設点検において補修が必要となった橋梁で、耳取地区のJR北上線に架かる跨線橋となっており、JRの運行

に影響のある補修工事についてはJRが行い、翌年度には町がそれ以外の部分について施工を行う予定としております。メンテナンス事業については、道路施設の点検を実施しており、その結果を踏まえて順次補修工事を行っておりますが、本事業についても国庫補助金の内示額により実施が変更となる場合がありますので、事前にご承知おきください。詳細は、予算説明書79ページ下段をご確認いただきたいというふうに思います。

次に、3項1目河川費になります。河川改修事業として準用河川栴沢川の河川測量設計業務を、また普通河川口広沢川の改修工事を予定しているものです。詳細は、予算説明書80ページ上段でございます。

次に、4項都市計画費、1目公園費でございます。湯本地区の湖岸公園管理経費となります。

14ページを御覧ください。2目下水道費は、下水道事業の特定環境保全公共下水道事業及び浄化槽事業への繰出金となります。

続いて、5項1目住宅管理費になります。15ページの西和賀町住まいづくり応援事業は、居住環境の向上を目指し、水洗化、バリアフリー化に助成するもので、80万円を計上させていただきました。木造住宅耐震診断士派遣事業と木造住宅耐震改修支援事業は、それぞれ1件ずつの予算を計上しております。住まいの省エネルギー改修推進事業は、住宅の省エネ性能向上に要する経費に対し補助金を交付するもので、省エネ診断、改修事業等、それぞれ1件について予算計上しております。

16ページを御覧ください。令和3年度に策定した町営住宅の長寿命化計画に基づき、老朽化が進んでいる大沓団地特定公共賃貸住宅について、令和7年度から2か年度で6棟12戸の改修を予定しております。うち7年度は、6年度に設計した3棟6戸の改修工事と、残る3棟6戸の設計を行おうとしております。なお、本事業につきましても、交付金の内示額により実施が

変更となる場合がありますので、事前にご承知おきください。詳細は、予算説明書80ページ下段から82ページにございますので、ご確認をお願いします。

最後に、11款災害復旧費ですが、こちらは小規模な災害が発生した場合に迅速に対応するため、最低限必要となる予算を計上しているもので、修繕料と重機借上料、原材料費として大型土のうなど、応急復旧資材の購入費を計上しております。

次に、歳入でございます。歳入につきましては、2ページと3ページに掲載しております。昨年度との比較において、16款2項4目土木費国庫補助金と23款1項6目土木債に開きがありますが、それぞれの事業総額に差があることから生じたもので、それ以外では前年度と大きな相違点はございません。

以上で建設水道課の建設土木関連に係る予算概要の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。4ページ、質疑ありませんか。
(なしの声)

委員長 進めます。5ページ、質疑ありませんか。
(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、質疑ありませんか。
(なしの声)

委員長 進めます。7ページ、質疑ありませんか。
(なしの声)

委員長 進めます。8ページ、質疑ありませんか。
真嶋実さん。

2番 道路防災対策事業について伺います。

前年との差が4,880万円ほどありますけれども、この詳細について教えていただければ。

委員長 高橋課長代理。

建設水道課長代理 ご説明します。

差額につきましては、令和7年度は工事費がなく設計委託料のみでしたので、金額に差が生じております。

委員長 ほかにありませんか。
(なしの声)

委員長 進めます。9ページ。
(なしの声)

委員長 進めます。10ページ。
(なしの声)

委員長 進めます。11ページ。
唐仁原俊博さん。

6番 除雪オペレーター確保対策SNS活用実証事業についてです。これまでも同じ事業で、ユーチューブ上にいろいろ動画をアップしてきていると思います。除雪のオペレーターの募集に直接つながりそうなことから、除雪隊の人たちが春、除雪のオフシーズンにどういうことをしているとか、いろいろな動画が上がっていると思います。これ来年度に関しては、どういうふうなことをしていく予定であるかというのを聞きかせ願えますか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 ただいまのご質問は、除雪オペレーター確保対策SNS活用実証事業、11ページに関することということで、来年度、令和7年度の今後の向き合い方といいたしましょうか、進め方というようなお話でございました。SNSの事業につきましては、令和6年度までで、令和4年度から開始しておりますので、3年間行ってきたところでございます。その振り返りを課としてはさせていただいておりまして、受託者との話合いの中、もしくは実績などを確認をしておるところでございます。令和4年度に除雪隊員の募集のPR動画を作成いたしまして、月に1本の除雪関連のユーチューブ、ショート動画や隊員へのインタビュー、除雪機械の紹介などを行ってきたところでございます。今までの累計の視聴回数につきましては、ユーチューブ

について17万回、チャンネル登録者数は410人、Instagramのフォロワー数は407人というふうになっておる状況でございます。これ受託者との話合いの中で、今後の課題と今後の発信についてということで話合い持っておりますけれども、課題としてはどうしても常設のオフシーズンに関心を持ってもらえる部分がもう少し手薄な部分があったなというふうに考えておるところでございますので、そういった部分について投稿していただけるような形を持っていきたいなというふうに考えております。

また、そもそも雇用対策事業でございますので、SNSの効果を十分に発揮しながらも、除雪作業に興味を持っていただき、最終的な採用につながるような形を考えるべきであって、課題やこれからの向き合い方というふうな考え方としては、これは当課だけで達成できるかどうかというのはちょっと課題もあるわけですが、移住や定住もしくは仕事、暮らしを含めて、全ての町内の方々が、除雪という仕事に向き合いながら生活できるようなユーザーの次の行動につながる動線づくりも同時に進めていかなければいけないだろうというふうに考えておるところでございます。

現在、令和6年度から地域おこし協力隊の募集を開始をさせていただきましたが、残念ながら募集に対する応募はなかったというような状況でございます。今年度から、令和7年度からという、6年度の途中からになりますけれども、1社、岩手県のほうに全体としての委託というふうになっておる状況でございます。募集の要項の詳細について様々手を加えていただきましたので、我々としても期待をしているところでございます。実際に採用といいましょうか、応募はなかったわけですが、問合せが4件ほどございまして、その中をちょっと分析をさせていただいているところでございます。西和賀に関連のある出身者の縁故の方、親戚の方、もしくはおじいさん、おばあさんが西和賀出身

の方だったというような方々からの反応があるようで、冬の間だけでも西和賀に協力しながら、除雪をやってみたいなというふうなお話も数件いただいております。そういった方々に最終的に応募していただけるような取組、結局は採用につながるような取組を令和7年度からはさらに積極的に進めていきたいなというふうに考えているところであります。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 大体、世の中的には、1人採用するのに100万円ぐらいかかるというのがデータで出ているわけで、除雪オペレーターの募集に関して、今現状うちの町はそこまでお金をかけていない中で、問合せまで来ているというのは1つ成果かなと感じています。動画の再生数に関して、近隣の例えば北上とか花巻市とかも公式の動画というのを挙げていたりしますが、それと比べればというか、それと比較してみても、再生数は結構善戦しているのかなと。今お話で出てしたことから考えると、除雪隊の活動しているそのものだけでなく、より広範にというか、取り上げていくということを想定しているのかなと感じたのですけれども、まずそういう理解でいいのでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 除雪に関するPR的なものというのは、ある程度できているものだろうというふうに考えてはおりますが、実際にこの地に来ていただいて、冬期間であれ仕事をするということに対するプラスアルファの部分をどうPRといいましょうか、進めていくのが大事なのかなというふうに考えております。これは、除雪に限らず、地域おこし協力隊全体のお話につながるものだというふうに考えておりますので、それについては建設水道課に限らず各課を乗り越えて連携をしながら、この地に来てても不安なく過ごせるような形を検討すべきであらうというふうには考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。12ページ。

刈田敏さん。

1 1 番 町道湯本清水ケ野線の山室橋の補修、設計工事の委託料なのですけれども、町としての考え、非常にいい橋で、私もイメージがいいのかなと思うのですけれども、どのようなところまで補修をしようとしているのかということです。現状、それから補強等もあればまた型も変わってくると思いますし、問題として狭いということもありますけれども、その点をお伺いします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 ありがとうございます。山室橋に関しましては、せっかくのご質問ですので、紹介もちょっと含めてやらせていただきたいなというふうに思います。1級河川の和賀川に架かる山室橋でございますが、湯本温泉と幹線道路であります現在の湯本清水ケ野線、旧県道にかかっていた橋でございます。山室橋自体は、大正14年の1925年に築造された橋でございます、今年でほぼ100年になるという橋でございます。過去には、湯本音頭などにも歌われているような橋でございます、設計者につきましても、過去の広報などで取り上げてはおるのですが、宮沢賢治さんの幼なじみであった方が技師であったというようなお話もあります。非常に歴史のある、そして趣のある橋であるというふうなことで、地元の皆さんからも愛されていたのではないかなというふうに感じているところです。

先ほどちょっと予算の説明の中でもお話をさせていただきましたが、近代土木遺産のランクBに当たるというのは、土木学会のほうで言われているお話でございます、そもそもコンクリートアーチ橋自体が少ないわけでございますが、全国にある橋の中でも長さ的にはスパンで3つ目、3番目に大きい橋であろうというふうに言われております。

過去の点検結果からコンクリートの剥離やひび割れがある橋でございます、ただあの橋に関しては交通への影響が非常に大きな橋でございますので、かねてから老朽化の対策について検討してきたところでございますが、先ほど申したとおり、歴史的にも重要な橋でもございますので、その対応についてかなり内部では検討を重ねてきたところでございましたが、町長自ら東北地方整備局のほうの道路局長さんにご相談したところ、そういった橋であれば国のほうで直接点検をしてみたいといったことになりまして、東北道路メンテナンスセンター、これは仙台にある国が直轄で点検をしていただける、もしくは特殊な案件について見ていただけるようなセンターでございますが、そちらから直接調査等、協議をさせていただいた結果、適切な補修を行えば今後の延命が可能であるという助言を受けました。そういったことから、来年度、補修工事に向けての補修設計業務をお願いするものです。

内容としましては、現在損傷のあるコンクリート部材の補修設計を行うとともに、一番問題となっておりますのは水の対策でございます、橋梁、コンクリート等に関しましては劣化の原因となるのが基本的に水でございます。水の対策、防水対策と、あとは近隣から流れてくる流雪溝など、そういった水の排水の処理対策をするといったことも含めて設計を行おうとするものでございます。そういったことで、建設水道課としては考えているという状況でございます。

委員長 刈田敏さん。

1 1 番 そういう機関が入っているということは、非常にありがたいことだと思うのですけれども、まず安全性は確保はできると思うのですけれども、これ設計業務なので、実際どれぐらいお金かかるかというのは、今のところ想定はできるわけですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 あくまで設計でございますので、

これから金額についてははじかせていただくつもりであります。先ほど委員からもご質問がありましたけれども、幅員が変わるということはちょっと難しいだろうというふうに考えております。ただ、安全対策上、手すりの部分などもありますので、ああいった部分に関しては改良ができるものだろうというふうに考えております。

総額については、ちょっと設計次第というふうになりますので、現在のところでは詳細はお答えできないというような状況です。

委員長 刈田敏さん。

1 1 番 非常にその辺が心配で、同じようなコンクリートのもので修理するということで、熊本城ではないのですけれども、莫大な金もかかることも予想されるのですけれども、その辺も一応考慮しての今の委託料の進め方ですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 東北道路メンテナンスセンターが入る前に、外部のコンサルティングとの協議をさせていただいております。その段階でも補修案であるとか、架け替え、付け替えについても検討しております。単純に見た場合には、付け替え、架け替えよりは補修したほうが安くは済みます。ただ、その後の維持管理費が50年、100年単位で考えた場合には、架け替え、付け替えしたほうがトータル的には安くは上がりますが、とは言いながらも、現状として端的な経費捻出をするのはやっぱりなかなか難しいところもございますので、そこら辺については町としても比較検討はさせていただきたいというふうに思っております。まず町としては最終的には補修案といったことで動いているところがございます。

委員長 真嶋実さん。

2 番 関連になりますけれども、今の山室橋の関係は、今回の調査については当然土木の側面から土木の調査と、その後、土木的な改修という形を目指しての事業かと思っておりますけれども、

先ほど聞いたときに文化的価値等々についての光が当たっているということですが、1つはまず景観の面からいって、川まちの事業等々の連携協議などは行っているかということと、文化財という側面で行きますと、教育関係のほうとの協議、今後の活用などに向けても、そういうところの連携でこの事業は進んでいるか。

そして、将来的な予算などを考えるときに、そういう側面からの国や県などの公的なお金等についての検討もしているかについてお伺いします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 歴史的な価値といったものが出てきたのは、最近のお話でございますので、川まちづくり事業とは今は連携が取れているという状況ではございません。対象となっておりますのは、実際ちょっと違うところでございますので、山室橋に関しましては私個人的にも景観の問題はあるなというふうに考えております。橋自体を見られる場所がないといったところもありますので、それについてはちょっと今後の課題なのかなというふうに考えているところです。ただ、河川の管理に関しては、それこそ国交省、湯田ダムのほうになりますので、そういった部分については今後協議はできる、検討はできる可能性はあるのかなというふうに考えているところです。

歴史的構造物ということの側面で見ただけに、先ほどランク B というお話をさせていただきました。ランク B というのは、都道府県レベルの土木遺産として認定する価値がある、可能性があるという橋でございますので、町が直接やるかどうかというのはちょっと別にしまして、そういった橋であるということは今回の補修設計や施工に関しても、当然国庫補助金が入りますから、そういった部分をしっかり訴えていければというふうに考えております。文化財的な価値ということになりますと、なかなか建設水道課では動きづらいところもありますので、

それは内部的に相談をさせていただきながら、進めさせていただければというふうに考えているところです。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。14ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。15ページ。

刈田敏さん。

1 1 番 町営長瀬野団地 1 号の解体工事についてお伺いいたします。

住宅の建物についての面積と、それからこっち解体した後、土地、所有者、それについて、今後の土地利用とか、そこらまでは考えているのかお伺いいたします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 町営長瀬野団地 1 号の解体工事に関しましてですけれども、積算の考え方ですか。まず、面積につきましては、図面上で47平米ほどでしたが、実際解体工事に係る調査をしたところ、入り口のコンクリート土間なんかも含めると50平米ぐらいあるのかなというふうに感じておりました。それから、附属建物として物置も7平米ほどございまして、合わせますと約57平米ぐらいというふうになります。

それから、積算に関しましては、建築の専門家というのは職員にはおりませんので、どうしても事業者からの見積りをベースとしまして、現在解体工事に関しましては公民館なども含めて進めておりますので、そういった部分で単価等々については確認もさせていただいているところです。ちょっと詳細は、これからの入札になりますので、あまりお話はできませんけれども、それぞれの運送費もしくは処分費などの単価や重機の単価などははっきりしたものがございまして、ただ諸経費関連や現場管理費、一般管理費などについては、それぞれパーセンテー

ジもありますし、そういった部分で適正なものというふうに我々としては設計をさせていただいているところですが、詳細設計については改めて設計をした上での入札になりますので、当然予算どおりではないということはお承知おきいただきたいなというふうに感じています。

それから、土地につきましては、町の土地でございまして、まず長瀬野の団地につきましては過去においても老朽化から解体を進めているところで、最後の一つというふうになります。最終的な土地に関しての活用方法については、建設水道課としては改めては検討はしておりません。

委員長 普本歌織さん。

3 番 住まいづくり応援事業補助金について伺います。

予算書80ページの説明では、町内事業者が担うというふうに書いてあるのですけれども、施工業者は十分確保しているということでしょうか。というのは、必要になってから施工まで時間がかかったというような声もいただいまして、大工さんが減ってという声も聞くので、そこの辺りはどのように確保しているかということをお聞かせください。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 西和賀町住まいづくり応援事業に関してということでございます。既にこの事業に関しましては、かなり長い間やってきておまして、申請に関しましても、例年のように申請をいただきながら、進めてきたところであります。今年度は、ちょっとなかったというようなこととございますけれども、これにつきましては今までバリアフリーであるとか、水洗化工事などを含めてやるような場合といったことで補助交付を行ってきたというところでございます。当然町内の事業者の方々経由で申請がまず多いわけですが、町内の事業者の方々に実際に施工していただいているというところとございますので、十分対応できているものとい

うふうに考えております。

委員長 普本歌織さん。

3 番 特にバリアフリー工事などでは、介護が必要になって、リフォームが必要になって、ケアマネジャーさんなんかと相談をして、施工の依頼をしてとかというような、きつと段階もあるでしょうから、そこで時間がかかるということもあったりするのかなとかも予想しますが、そういったところとの連携も含めた事業になっているということよろしいですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 西和賀町住まいづくり応援事業に関しましては、今委員からご質問があった要介護関連の認定を受けている、受けていないにかかわらずできる事業でございまして、建設水道課で進めている住宅施策に関しましては優良住宅の推進でございまして、そういった認定がなくても、今後の未来的な志向の中で手すりをつけたりですとか、風呂場にそういったものをつける、もしくは滑り止めをつけるなど、そういったバリアフリーに関しまして対応できる補助交付金になります。ですので、ちょっと制度として違う部分があると思いますので、そこは別口でやれるものだというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。16ページ。

(なしの声)

委員長 ここで委員長の職務を副委員長に委ねたいので、暫時休憩します。

午前10時09分 休 憩

午前10時10分 再 開

副委員長 休憩を解き審査を再開します。

委員長から職務を引き継ぎました副委員長の高橋義彦です。暫時、当職が進行します。質疑ありませんか。

高橋宏さん。

8 番 抜粋した予算説明書の15ページの住まい

の省エネルギー改修推進事業補助金についてですけれども、説明書の82ページにも出ているのですけれども、今までは県がやっていたものを、6年度から間接補助によって市町村が交付するというような内容で、実際には省エネ設計の改修でZEHレベルとか省エネ基準レベルというような文言が出ているのですけれども、具体的にどの程度の設計を行って、改修の対象になるかについて伺います。

副委員長 建設水道課長。

建設水道課長 お答えします。

住まいの省エネルギー改修推進事業の一部詳細なところというようなことになると思います。まず、この補助金に関しましては、令和5年度まで県が直接進めてきた事業でございしますが、基本的には国の住宅建築物の省エネルギー改修推進事業の一環として、国も県もお金を出してきて進めてきた事業で、令和6年度の途中から要綱改正をしまして、町もお金を出しながら、推進を進めていこうとしている、新たな補助制度でございます。

まず、省エネルギー改修事業として診断をした場合の上限としましては、1戸15万円までとなります。補助率については、3分の2というふうになります。

それから、改修事業に関する補助金に関しましては、これちょっと複雑でございまして、省エネ基準レベル、ZEHレベル、委員からご質問があったとおり、少し分かりづらいところではありますが、省エネ基準レベルに関しましては上限1戸30万円、交付率は4割、それからZEHレベルに関しましては交付率8割で70万円というふうになります。ただ、金額的には、30万、70万といったところですので、まず全体改修になるとか建て替えになる場合には、なかなかそこまで多くの金額ではない部分ではあります。

対象の工事といたしましては、全体の改修工事、これは省エネを当然進める基準に合わせる形と、併せて耐震基準に合わせるというのが条

件になっています。当然建て替えの工事に関しましてはよいわけですが、ちょっと新築でと言いましょ、あくまで建て替えということで、要は古い住宅をなくして省エネ性能の優れた新しい住宅に建て替えをする場合といったものが対象になります。これも省エネ基準レベルとZEHレベルがあると。

それから、部分改修にも補助交付ができるようになっておりまして、間口部分に関しては複数の部分を改修する工事であるとか、あとは躯体も含めての断熱改修工事なども対象になります。ちょっと内容について、かなり細かいところがありますので、実際には、多分一般的な申請に関しましては施主が直接の申請というよりは、事業者の方、工務店の方と相談しながら、申請をされるというケースが多いだろうというふうには想定しております。

それで、ちょっと分かりづらい、先ほど来お話をしています省エネ基準レベルとZEHレベルのお話です。これ国交省のほうで示している省エネの等級、断熱等の性能等級というのがございまして、これ現在7段階あります。2022年までは、4段階のレベルまでしかなくて、このレベルというのは世界的には欧州などアメリカも含めてですけれども、日本国内はかなり低いレベルであったということです。数年前に国交省のほうで指針を出しまして、今現在は7段階のレベルまで上げるようになっていきます。過去において示されている省エネ係数よりも20%アップですとか30%アップというのが、この5とか6のレベルになっています。ここまで上げて、実はまだ欧米のレベルまでには達していない状況でございまして、昨今の燃料の高騰と光熱費の増大もありますので、優良住宅に関しましては国が直接補助金を出して省エネ性能の高い住宅に切り替えていこうという施策の中で進めている事業で、町もそれに合わせて支援をしていながら、住宅改修、建て替え等に関する支援をさせていただきたいというふうを考えて

いるところでございます。

副委員長 高橋宏さん。

8番 中身については、なかなか細かい部分があつて、私も専門ではないので、分からないのですけれども、実際に省エネ対策を取る場合に、設計とか施工に関して十分今ある町内業者でも対応できるような工事であるのか、その点について伺います。

副委員長 建設水道課長。

建設水道課長 設計自体は、できるものだろうというふうに考えておりますが、実際の施工になりますと、ZEHレベルはかなり気密性を高く保たなければいけませんので、これに関しましては町内事業者の方々に努力していただくしかないのかなというふうに考えているところであります。

ただ、今新築住宅を建てる場合には、このレベル以上でなければいけないというふうな国の基準が定められておりまして、これから先、さらに厳しくなるという方向性になっておりますので、それに関しましてはそれに合わせる形で取り組んでいただきたいというふうに考えているところです。

副委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

副委員長 では、ここで当職の職務を委員長に引き継ぎます。

暫時休憩します。

午前10時17分 休 憩

午前10時18分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

ほかに質問ございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、発言がないようですので、お諮りいたします。

これで建設水道課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第23号 令和7年度西和賀町水道事業会計予算についての審査に進みます。建設水道課長より予算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、改めまして上下水道事業関連について、初めに令和7年度西和賀町水道事業会計予算の概要について説明いたします。

ご確認いただく資料は、令和7年度西和賀町水道事業会計予算書と、事業の詳細は令和7年度西和賀町予算説明書にてご確認いただきます。予算の概要につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは予算明細書を中心に説明をいたします。

初めに、予算書19ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出から説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費は、原水の取り入れや原水のろ過、滅菌に係る設備の維持管理等に要する経費です。令和7年度も会計年度任用職員として2人の施設維持作業員を任用するため、給料、手当及び法定福利費等を計上しているほか、施設電気料、電話専用回線使用料、20ページを御覧ください。各施設保守委託料、水質検査手数料、賃借料、修繕費や薬品費など6,885万6,000円を計上しております。昨年度との当初予算ベースにおける比較では720万円ほど増額となっておりますが、その内訳は水道作業員の人件費増のほか、電気料や薬品代が高騰していることによるものです。

2目配水及び給水費は、配水に係る設備や給水関連の維持管理費等に要する経費ですが、メーター交換業務、システムメンテナンス業務や漏水調査業務を委託するほか、配給水管の修繕費、材料費など1,784万7,000円を計上しております。なお、水道メーターは、計量法にて8年ごとに交換が義務づけられているものです。

21ページ、3目総係費は、他経費以外の水道事業全般に関する経費となります。水道事業の企業職員として2人ほか、会計年度任用職員1

人の給料であって、法定福利費などがございます。

また、23ページには、水道メーター検針業務委託料やシステム保守委託料、指定金融機関など送金等に伴う手数料、賃借料など4,267万7,000円を計上しております。なお、新たな事業といたしましては、水道事業の基本計画を策定し、併せて経営戦略の見直しを行うため業務委託を行うこととしており、詳細は予算説明書83ページ上段に掲載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

4目減価償却費は、建物等の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産の減価償却費に要する経費で2億4,991万8,000円を計上しております。

24ページ、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建設改良事業に充当した企業債利息など1,613万2,000円を計上しております。

2目消費税及び地方消費税は、確定申告に伴う消費税額及び地方消費税額として371万9,000円を計上しております。

3項1目予備費は50万円を計上しております。

次に、収益的収入について説明いたします。17ページを御覧ください。1款1項営業収益については、1目給水収益として水道料金1億3,438万4,000円、2目その他の営業収益として水道加入金など884万9,000円を見込んでおります。ここで給水収益ですが、昨年度と比較し1,549万2,000円の増益を見込んでおり、これは水道事業給水条例の一部改正に伴い水道料金を改定したことに伴うものです。平均改定率27%に対し今回の予算規模は13%増にとどまっておりますが、料金改定期が年度当初ではないことや、水道統計による給水人口の減少などを加味した結果となり、最終的な見込みとしては令和7年度の補正予算により修正を行うこととなります。また、その他の営業収益の雑収益として、水道広域化事業共同利用負担金として467万円を見込んでおります。これは、令和7年5月

から横手市黒沢地区に対し給水を開始する予定となっていることに伴い、横手市にご負担いただくものとなります。金額の算定については、両市町で協定を締結しており、負担年度の２年度前実績の水道料金に加え、設備投資に係る部分についてもご負担をいただくこととなっております。

２項営業外収益、２目他会計補助金については、一般会計補助金として１億６,８０１万４,０００円、３目長期前受金戻入については国庫補助金等を充当して取得した資産の補助金等相当額の当該年度分の減価償却分を収益として計上するものなどで５,９１４万６,０００円、１８ページの４目雑収益についてはメーター検針業務負担金で２４０万５,０００円をそれぞれ計上しております。

収益的収入及び支出の収入総額は３億７,２７９万９,０００円を予定しており、支出総額では３億９,９６４万９,０００円、この差は２,６８５万円の費用超過を見込んだ予算となります。このことにつきましては、支出において固定資産の除却等が生じたことに起因するもので、いずれも現金支出を伴っていないことから、中央公営企業法施行令第１８条第５項において認められている予算の施行に関する規定に基づく適正な処理方法であり、また現金支出を伴いませんので、事業に必要な資金が不足するといったことはありません。

次に、資本的収支についてですが、２６ページを御覧ください。資本的支出について説明いたします。１款１項１目水道施設改良費として４５０万８,０００円を計上しており、水道料金改定に伴う料金システムプログラムの変更を行う必要があることや、浄水施設の設備改修に係る経費となります。また、２目配水管布設替事業費として６,２５５万円を計上しておりますが、岩手県が実施する主要地方道盛岡横手線泉沢地区のバイパス化工事に伴う配水管の布設替えを進めるもので、令和７年度は布設替え工事施工のほか、令和８年度施工分の実施設計も行う予定となっ

ております。ただし、県の事業進捗に合わせた施工となることから、実施時期については調整が必要となる場合もあります。同地区のバイパス化工事は、令和８年度を終期予定としていることから、本町における事業は切替え工事を含め令和７年度から８か年度を見込んでおります。

２項１目企業債償還金として３億８,２５７万３,０００円を計上しております。

次に、２５ページを御覧ください。資本的収入についてですが、１款１項１目企業債４,１７０万円と４項１目国庫補助金２,０８５万円は、先ほど支出で説明した主要地方道盛岡横手線泉沢地区の配水管布設替事業費に伴うものです。

２項１目他会計出資金については、一般会計からの出資金として２億３,１９０万２,０００円を計上しております。

３項１目他会計負担金については、料金改定に伴い、必要な料金システムプログラム改修に係る一般会計負担分として１６８万３,０００円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対し１億５,３４９万６,０００円の不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

その他、職員給与費明細は、７ページから１２ページに掲載しております。また、財務資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書も併せて掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で令和７年度西和賀町水道事業会計予算の概要説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入、歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで議案第２３号 令和７年度西和賀町水道

事業会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の審査まで、10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時40分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

続いて、議案第24号 令和7年度西和賀町下水道事業会計予算についての審査に進みます。建設水道課長より予算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、令和7年度西和賀町下水道事業会計予算の概要について説明いたします。

予算の概要につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは予算明細書を中心に説明いたします。

初めに、予算書22ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出から説明いたします。

1款1項1目管渠費は、下水道管渠の維持管理に要する経費です。マンホールポンプ場電気料や通報装置に係るルーターの修繕料など1,905万1,000円を計上しております。

2目処理場費は、湯田浄化センターや沢内浄化センター及び北川舟浄化センターに係る設備の維持管理費等に要する経費です。光熱水費、各センター施設維持管理業務委託料など7,897万7,000円を計上しております。なお、修繕費につきましては、管渠費で説明した通報装置のルーターについて処理場においても修繕を行うほか、23ページを御覧ください、湯田浄化センターの高圧気中開閉器の修繕を予定しております。そのほか、処理場において緊急修繕が発生した場合の対応修繕費を計上しております。

3目浄化槽費、浄化槽費の維持管理に要する経費です。維持管理業務委託、汚泥取扱いや法定点検手数料及び修繕費について1,023万

4,000円を計上しております。なお、法定点検に関しましては、年間4回実施することが義務づけられております。

4目総係費は、他会計以外の下水道事業全般に関する経費となります。下水道事業の企業職員2人のほか会計年度任用職員1人の給料、手当、法定福利費などです。

また、24ページには、今年度まで進めてきた公共下水道ストックマネジメントの結果を受け、公共下水道統廃合検討と併せて経営戦略の見直しに取り組むこととし、業務を委託する予定であります。詳細については、予算説明書83ページ下段と84ページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。その他、出納、収納の取扱いに係る金融機関手数料、各システムの使用料や日本下水道協会などの負担金として5,268万4,000円を計上しております。

次に、26ページ、5目減価償却費は、建物等の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産の減価償却費に要する経費で2億7,608万2,000円を計上しております。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建設改良事業に充当した企業債利息など3,708万3,000円を計上しております。

2目消費税及び地方消費税は、確定申告に伴う消費税額及び地方消費税額として620万円を計上しております。

3項1目予備費は150万円を計上しております。

次に、収益的収入について説明いたします。20ページを御覧ください。1款1項営業収益については、1目下水道使用料4,815万9,000円、2目農業集落排水施設使用料351万7,000円、3目戸別浄化槽施設使用料1,278万8,000円をそれぞれ見込んでおります。

また、4目その他営業収益として、排水設備工事指定店申請手数料など5万1,000円を見込んでおります。

2項営業外収益、2目他会計補助金について

は、一般会計補助金として1億3,627万2,000円、3目補助金は支出で説明しました公共下水道統廃合検討業務に関し、その半額を国補助金として交付を受けるものです。

4目長期前受金戻入については、国庫補助金等を充当して取得した資産の補助金等相当額の当該年度の減価償却分を収益として計上するものなどで、1億5,895万4,000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収入総額は3億6,468万3,000円を予定しており、支出総額である4億8,181万1,000円との差額は1億1,712万8,000円の費用超過を見込んだ予算となります。このことについては、水道事業会計と同様に、支出において固定資産の除却等が生ずることに起因するもので、いずれも現金支出を伴っていないことから、地方公営企業法施行令第18条第5項において認められている予算の施行に関する規定に基づく適正な処理方法であり、また現金支出を伴いませんので、事業に必要な資金が不足するといったことはありません。

次に、資本的収支について、28ページを御覧ください。資本的支出について説明いたします。1款1項1目管路施設整備費は、公共下水道ストックマネジメント策定に伴い、令和7年度から順次老朽施設関連の更新を図ることとし、来年度、令和7年度は各施設設備の設計とマンホールポンプ場制御盤内の通報装置更新工事などを行うこととしており、3,347万7,000円を計上しております。

2目浄化槽整備費は、7人槽5基の合併処理浄化槽の設置を計画し、1,977万8,000円を計上しております。

2項1目企業債償還金として2億8,346万8,000円を計上しております。

3項1目基金積立金は、浄化槽事業における下水道事業債に係る県支出の償還基金補助金を積み立てるもので、84万2,000円を計上しております。

次に、27ページを御覧ください。資本的収入についてですが、1款1項1目企業債の8,150万円と3項1目国庫補助金1,809万2,000円を計上しておりますが、資本的支出で説明した老朽化施設関連の更新に係る一部財源となっております。

2項1目から3目は、各事業の分担金として124万5,000円、3項2目下水道事業債償還に係る基金県補助金84万1,000円、これは先ほど支出で説明したとおりです。その他、3目一般会計補助金2億3,408万1,000円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対し180万6,000円の不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

その他職員給与費明細は、8ページから13ページに掲載しております。また、財務資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書も併せて掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

ここで16ページを御覧ください。令和7年度末の予定貸借対照表についてですが、下水道事業会計は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の3事業を運営しており、それぞれをセグメントとして取り扱っております。セグメントごとの営業収益等は、3セグメント情報に関する注記の3、(2)、表に詳細を記載しておりますので、これについても併せてご確認をお願いします。

以上で令和7年度西和賀町下水道事業会計予算の概要説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏さん。

11番 24ページの公共下水道統合検討業務委託料ということで、町としては統合を現時点では

どのような方向で考えているのか、お伺いいたします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 先ほど若干触れましたけれども、令和5年度、6年度に進めてきたストックマネジメント事業の詳細をこれからの成果品として頂くようなことになっておりますが、その成果を受けまして、今後の町の污水处理の方向性について検討していくものでございます。現在、処理場といたしましては、特環といたしまして湯田、沢内それぞれ、湯之沢と大野に処理センターがございます。それと、さらに北川舟浄化センターもございますので、予算説明書見ていただくと分かると思うのですが、基本的には国庫補助金をいただく形で統廃合事業についても検討することとしておりまして、2施設プラス農集排の処理施設も含めた形で検討を進めたいというふうに考えているところです。基本的には、統合をして処理施設を減らすという方向で考えております。建設当時の污水处理人口と現在の人口、随分変わっておりますので、処理量に関しましても数値が出ております。そういった部分で、適切に処理できるような形の上で処理場の統合をしていきたいというふうに考えているところで、具体的には来年度の検討事業の中で詳細については検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

委員長 刈田敏さん。

11番 2つあるうちの1つにしたいということの意向で調査すると。現時点では、これから検討するということでもありますけれども、やっぱり中身的には財政的なものとか、いろいろなものが加味されていると思います。全然、予定というか、どちらにすることの議論というのは、課内等では行われていないのですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 現在、想定しているパターンについては、事業自体は来年度開始の事業ですので、ストックマネジメントとして今対応していただ

ける事業者との協議の中ではある程度のパターンは考えていったほうがいいのではないのかなというようなことで考えております。様々なパターンがございますが、污水处理人口と実際の処理量を見比べながら、進めていくことにはなります。そうした場合に、3か所が例えば1つでできるものなのかどうか、もしくは特環だけを1つにすべきなのか、基本的に水道と違いまして下水処理に関しましては落差に応じて自然流下で処理場に入っていくというのを基本としておりますので、低い部分に集めていく、もしくは処理場の容量に応じて町全体の污水处理量の処理ができる可能性のある施設に統合していこうとするものでございます。現在、想定しておりますのは、先ほど言ったように3つを1つにできないのか、もしくは2つを1つにできないのか、そういった部分を検討することが必要だろうというふうに考えております。

ただ、一方でつなぎ直しをすることになりますと、下水管路の延長をさらに増やさなければいけない問題も出てきますので、そういった部分で経費的な優先度については、その詳細について来年度検討していこうとするものです。

以上でございます。

委員長 刈田敏さん。

11番 それで、検討するということで24ページの下水道経営戦略策定業務ということも行っていくのだと思いますけれども、3つあるものを1つにする、2つあるものを1つにするという考えが今のところパターンとしてあるということですが、やっぱり農集については管路というのは非常にこれ多額になるのではないかと予想できます。そういう意味では、合併槽に移行するみたいな考えは町では持っているのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 北川舟浄化センターと特環を1つにするというのも一つの考え方としては持っておりまして、ただ先ほども申しましたとおり、

管路延長を延ばすということになると、かなり多額の経費がかかります。

また一方で、湯之沢と大野をつなぐにしても、現在町のほうで考えておりますのは、そのまま間の距離をつなげばいいということにはならず、一旦集まった湯之沢、もしくは一旦集まった大野の処理水をまた別な管路でそれぞれ違う処理場に持っていかなければいけないといった問題もございまして、どちらにしても多額の経費がかかるというのは現在のところ見込んでおります。

そういった部分を含めて、今後の維持管理費も含めた形で優先順位、もしくは実施については検討するべきだろうというふうに考えております。

委員長 刈田敏さん。

11番 いずれ人口は、どんどん減っていく中で、かなりの負担がかかるということでもあります。これ統合という話もありますけれども、部分的にやっぱり合併槽に移行するようなこともこれ一つの案ではないかと思っておりますけれども、その辺は協議なさっていますか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 委員おっしゃるとおりだと思っております。水道に比べて、下水道の管路はまだ20年ほどですので、まだまだ法定耐用年数以内の管路でございます。ただ、いずれ耐用年数を過ぎていきますので、そういった部分の30年、40年後先を見据えた場合には、管路更新のことも考えた場合には、ある程度戸別浄化槽事業に切り替えていくというのも必要な措置だろうというふうに考えておるところでございます。今回は、統廃合検討の中で、そういった部分も含めて併せて検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第24号 令和7年度西和賀町下水道事業会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで建設水道課への審査をひとまず終了し、次の健康福祉課の審査に移るため、午後1時まで休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

次に、健康福祉課の審査を行います。健康福祉課の審査では、一般会計のほかに特別会計も併せて審査します。特別会計では、国民健康保険税と介護保険料も関連があり、税務課職員も同席しますので、申し添えます。健康福祉課長より予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 こんにちは。健康福祉課、地域包括支援センターの予算審査特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計になります。

一般会計では、2款総務費、3款民生費、4款衛生費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、病院事業の4特別会計合わせた繰出金6億4,464万3,000円を含め、合計で13億7,611万4,000円と前年度より3,262万5,000円の増となっております。

ほかに特別会計として国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計の合計20億5,250万4,000円を合わせて34億2,861万8,000円の予算規模となっております。

初めに、一般会計予算の概要について抜粋した予算書に基づき、歳出を中心に令和7年度から新たに取り組む事業、前年度予算から変更し

た事業など、主なものを説明させていただきます。抜粋した予算書6ページ上段を御覧ください。歳出の2款1項5目総務費、財産管理費は48万円です。福祉対策基金、医師養成対策基金、医療従事者養成対策基金の利息として積み立てるものです。

3款民生費の総額は、前年度より2,585万4,000円増の9億4,106万1,000円です。3款1項1目民生費、社会福祉総務費、7ページ上段、民生児童委員事務費、1節報酬、民生委員推薦会委員2万2,000円は、民生児童委員の任期が令和7年11月30日で満了を迎えることから、地域から推薦いただいた民生児童委員の候補者について、適格要件を確認する民生委員推薦会を開催するために必要な経費になります。

8ページ上段を御覧ください。国民健康保険事業、27節国民健康保険特別会計への繰出金は、前年度より536万8,000円増の5,589万5,000円、介護保険事業、27節介護保険特別会計への繰出金は、前年度より147万円減の2億3,923万1,000円になります。

中段になります。2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業4,206万9,000円は、令和3年度の制度改正に伴い、令和7年度は医科、歯科ともに70歳以上の方を対象に医療費の一部を給付する事業に係る経費になります。

9ページ下段を御覧ください。地域おこし協力隊招聘事業520万円は、介護職員の人材確保を目的に、町内の介護施設に勤務し3年後に国家資格である介護福祉士の資格取得を目指す地域おこし協力隊を雇用する経費になります。

10ページ上段を御覧ください。後期高齢者医療制度事業、27節後期高齢者医療特別会計の繰出金は、前年度より79万4,000円増の3,950万2,000円になります。

中段になります。3目障害者福祉費、障害者福祉事務費、18節負担金、補助及び交付金、岩手県精神保健福祉・家族市民大会負担金3万円は、第41回大会が10月に花巻市で開催されるこ

とに伴い、大会の負担金として計上しております。

11ページ下段を御覧ください。高齢者及び障害者専用集合住宅整備事業335万円は、社会福祉法人潤沢会が改修し整備する障害者グループホームに対し、経費の一部を補助する事業の経費になります。地域おこし協力隊招聘事業520万円は、障害福祉分野における地域課題に対応するため、福祉専門職を有している方がスキルを生かして、受入れ法人等に所属しながら課題解決に向けた取組をするとともに、障害福祉モデルの構築を目指す地域おこし協力隊を雇用する経費になります。

12ページ上段を御覧ください。障害者自立支援給付事業、12節委託料、障害者福祉管理システム移行業務委託料107万8,000円は、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に対応するため、障害福祉管理システムの移行に係る業務委託経費になります。

14ページ中段を御覧ください。2項2目児童手当費、児童手当給付事業4,940万円は、児童手当制度の改正に伴い、令和6年10月から支給対象年齢の拡大や、第3子以降の支給額の増額等により、前年度予算から1,200万円ほど増額して計上しております。

15ページを御覧ください。4款衛生費の総額は、前年度より630万円増の4億3,457万3,000円です。

4款1項1目衛生費、保健衛生総務費、16ページ、保健衛生総務事務費、下段、12節委託料、健康管理システム改修業務委託料82万1,000円は、健康管理システムに予防接種履歴や乳幼児健診の情報を新たに追加する必要があることから、システムの改修に係る業務委託経費になります。同じく12節委託料、パソコン等廃棄処分業務委託料1万7,000円、13節使用料及び賃借料、17ページ上段、健康管理システム機器賃借料15万2,000円は、令和2年度に更新した健康管理システムのOSが令和7年10月にサポート

の対象外となることから、機器の更新に伴う経費になります。18節負担金、補助及び交付金、緊急安心センター事業負担金5万4,000円は、急なけがや急病の際に看護師などが専用ダイヤルで相談に応じる救急安心センター事業を岩手県と県内の市町村が一体となって取り組むものであり、その経費の一部を負担金として計上しております。

19ページ中段を御覧ください。妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業204万8,000円は、前年度まで実施しておりました出産子育て応援給付金事業が令和7年度から制度化されることに伴い、事業名を変更しております。さわうち病院事業、27節病院事業会計の繰出金は、前年度より578万3,000円増の3億1,001万5,000円になります。

2目予防費、下段、予防接種事業、20ページ上段、12節委託料、個別予防接種業務委託料1,301万8,000円、19節扶助費、個別予防接種費用助成費106万4,000円に、令和7年度から新たに予防接種法上、B類疾病の定期接種に带状疱疹ワクチン接種が追加されることから、高齢者の感染症の発症及び重症化を予防することを目的に、ワクチン接種費用の一部を助成する経費も含めて計上しております。

下段、5目保健センター費（仮称）西和賀町保健センター建設事業42万3,000円は、建設アドバイザーへの謝金と建設アドバイザーとの打合せ経費を計上しております。

21ページ、6目健康づくり推進費、中段、一日人間ドック事業936万1,000円は、健康づくり対策の一環として町立西和賀さわうち病院に委託して実施している一日人間ドック事業の対象者の年齢を70歳未満まで拡大して実施する経費になります。

22ページ、健康づくり事業下段、12節委託料、骨粗鬆症検診業務委託料54万6,000円は、令和7年度から女性を対象に実施する骨粗鬆症検診の業務の業務委託の経費になります。

次に、主要な事業の目的及び概要、事業費の内訳につきましては、予算説明書に記載しております。予算説明書をご準備ください。健康福祉課の一般会計の事業につきましては、24ページから3款の民生費となっております。新規事業については、36ページ下段に高齢者及び障害者専用集合住宅整備事業、37ページの上段に地域おこし協力隊招聘事業を記載しております。また、45ページから4款の衛生費を記載しております。50ページ上段に妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業、下段に予防接種事業、54ページ上段に健康づくり事業を記載しております。

一般会計の予算の説明は、以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。6ページ、質疑ありませんか。

（なしの声）

委員長 進めます。7ページ、質疑ありませんか。

（なしの声）

委員長 進めます。8ページ、質疑ありませんか。

（なしの声）

委員長 進めます。9ページ、質疑ありませんか。

唐仁原俊博さん。

6番 9ページ、地域おこし協力隊招聘事業ということで、健康福祉課の所管分だと介護施設、それから障害者福祉施設、2つありますが、ここで上がっているのが介護施設のほうだと思います。今年度に関しても募集をかけていたけれども、応募がなかったと認識しています。また来年度募集することに関して、どのような対策といたしますか、それを取っているか伺いたいです。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 9ページの地域おこし協力隊招聘

事業についてお答えします。

こちらについては、介護分野における地域おこし協力隊の募集になります。令和6年度の雇用を目指して、令和5年度中から募集を開始したところです。6年度の募集内容につきましては、介護施設に従事して、隊員の期間、3年間で経験とスキルを身につけていただき、国家資格である介護福祉士の資格取得を目指すというものでありました。これまで昨年度、1件問合せがあったものの、残念ながら、応募には至っていなかったというところです。このような状況を受けまして、町で協力隊募集に関する業務支援を委託している一般社団法人、岩手県や、受入れを想定している介護事業所とを含めた打合せを行っており、その中で協力隊の活動内容や雇用形態などがより想像しやすくなるよう募集要項を、今年度の募集に関しては変更をしたところになります。今後も関係機関と連携をして周知方法等についても検討しながら、隊員の採用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

委員長 唐仁原俊博さん。

6番 この事業に関しては、町のほうで募集をかけて、実際受入先になるのは介護施設ということになるので、町と、それから受入先になる施設との間でいろいろと協議しないといけないことがあるかと思いますが、現状はどのぐらいの打合せとか、働き方についてお話をされたりしているのかと、ちょっと伺えますでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今年度になりますけれども、6年度中は介護事業所と、あと岩手県と2回ずつ行っております。

委員長 唐仁原俊博さん。

6番 ありがとうございます。問合せについては、1件あったということですし、あとほかの健康福祉課所管以外のところでの問合せとか、こういう属性の方から応募があったという情報

は共有されていると思いますので、今後も応募というところから興味を持ってもらえるのだなというのが積み上がってきていると思います。それを踏まえて、一般社団法人であるとか、あるいは受入先と協議を重ねてこられているという認識でいいですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず、引き続き、各事業所のほうと、それから岩手県と協議を進めていきたいと考えておりますし、今現在ホームページのほうでも再募集かけておりますし、あとは各事業所においてもリンクに飛んでいけるような形で、事業所のほうにも協力を願いたいと考えているところです。

委員長 刈田敏さん。

11番 協力隊に関連してですけれども、資格を取る、そういう3年間、修業するということか、そのメリットと思うのですけれども、これが協力隊になって、そのほうがやりやすいというメリットはどの辺にあるのかなと。職員と協力隊で入ってくるのとの違いというものをどのように広めていく、要するに協力隊募集してもなかなか来ないということ、アピールするのには違う面をやっぱり出していかないといけないと思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

協力隊ということであれば、あくまでも町外から来る方に対してということになると思いますけれども、町外から例えば移住、定住でこちらのほうに来た際に、協力隊として職員となるか、それとも普通の一般的な職員としてなるかについて、協力隊になることによりまして健康福祉課からのサポートもありますし、それからあと委託をしております岩手県からのサポートもあるということで、定住に向けたほうのサポートを受けられるということ、そして協力隊になって3年間研修をするということで、施設側と

してもきちっとその方を受入れをして養成をしていくというところでの、法人としての組織体制づくりとしてその人を育て上げるというところでの受入れ態勢についても、強化が図られるというか、施設側としても一本の育てていくというところでの体制づくりというのが確立されていくものと考えておりますし、また協力隊の方にすれば3年間で資格職を取ることになると、資格を取ることによってのスキルアップになって、さらに給料の面や処遇の面であったりというところでメリットが出てくるというふうに考えております。

委員長 刈田敏さん。

11番 やはり事業者がまずいいということと、だから3年間で資格を取れる、勉強もできるということなのですからけれども、なかなかやっぱり応募にまで至らないというところがちょっとまだ原因があるのかなと思います。もうちょっと付加価値があればと思うのですけれども、その辺のことについては、今後どのような考えがあればお聞かせください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

まず、事業所のほうと事業所のメリットをこちらとしても押し出すようなPR方法を考えていきたいと考えておりますし、あとほかの自治体のほうでも同じような介護部門で勤めたり、福祉の部門で勤める協力隊のほうの募集をしている市町村もありますので、そちらのほうの成功事例などを学ばせていただいて、そのような形で募集をかけていきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。10ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。11ページ。

唐仁原俊博さん。

6番 今度は、障害者福祉分野の地域おこし協力隊招聘事業に関してお聞きしたいと思います。

予算説明書のほうだと37ページに記載してありますけれども、ここに書いてあることを読む限り、先進的な福祉モデルの構築を目指すということで、なかなかハードルが高いところなのかなと思いますけれども、認識としてはいかがでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算抜粋資料の11ページの地域おこし協力隊の招聘事業についてお答えします。

今回、初めて障害福祉分野で地域おこし協力隊を1名募集したところになります。先ほどもご質問で、ちょっと町の目指すべき福祉のモデル的なところについてハードルが高いのではないかなというようなご質問だったと思います。今回、障害福祉分野につきましては、いろいろ町の障害の関係で高齢になってきたりだとかということで、どうしても課題が出てきているところになります。そちらについて、課題解決に向けて福祉の専門職を有する方を募集をして、今後の福祉の先進的なモデル的なところを町として一緒に課題解決に向けて取り組んでいただける方ということで募集を図ったところになります。ハードルが高いというお話をいただいたところですが、実際専門職ある方を任用してとなるとあれですけれども、一応今現在1人の方がエントリーしていただいているところですので、一緒にハードルちょっと高いなりに、町としてもそこに一緒になって課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、その方と一緒に、あと障害の、こちらについても事業所のほうに委託型で考えておりましたので、事業所と併せて考えてまいりたいと思っております。

委員長 唐仁原俊博さん。

6番 既に1名エントリーされたということで、安心というか、すごいなと感じています。その方に関しては、もともと障害福祉に関して一定の知見があつてということなののでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今応募いただいているというか、

エントリーしていただいている1名の方につきましては、これまでも障害福祉分野で勤務されている方であり、福祉の専門の資格を複数所持している方になります。

委員長 唐仁原俊博さん。

6番 先ほどの介護施設で働くというタイプと重なる部分があるかなと思いますけれども、協力隊として入ってきていただいた場合には、協力隊本人、それから町、あと事業者、加えて言えば地域の方も関わってくると思いますので、そういった方々と協議、調整しながら、取り組んでいただきたいと思います。実際の運用として、そういう意識はあるということでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 協力隊の募集して、今後についてお答えします。

まず、今回、健康福祉課の分野では、地域おこし協力隊という募集に関して初めてというか、任用になると初めてのことになりますので、こちらとしても、まだどのような関わり方というのが、ノウハウがないところになりますので、これまでの経験のある課からいろいろと参考にして教えていただきながら、また所管課である企画財政課とともに連携を取りながら、併せて役場の中ではそういうふうな形で連携を取りたいと考えておりますし、また初めて受入れしていただける事業所と、それからあとご本人さんと、それから地域に移住してきていただきますので、地域とともに、まず協力して連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

委員長 真嶋実さん。

2番 高齢者及び障害者専用集合住宅の整備事業についてで、説明書では36ページになっておりました。今回、新規事業ということで335万円ですが、実際の事業には既存の施設に対する増室ということのようですけれども、高齢者及び障害者のグループホームというものに対する、現時点でどのような施設で、何人ぐらいを受け

入れることができる状況になっていて、今現状で足りない状況というのがどのぐらいあるのか、また今後の見通しとして今回の増室で足りるのか、今後さらにまた事業を進めていくことが必要なのか、お伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 11ページの高齢者及び福祉障害者専用集合住宅整備事業についてお答えします。

今回、社会福祉法人潤沢会さんのほうで経営をしておりますグループホームは、現在、今3つの施設がございます。湯川にあります湯川ハウスと、それからあと川尻地区にあります微助人の家、そして大野地区にあります笑く和くハウスの3つの施設になります。今回は、湯川ハウスが今定員6名のところなのですが、湯川ハウスがまず以前からちょっといろいろと課題を抱えている施設ということもありまして、あそこがちょうど土砂災害警戒区域内ということもあり、近年の自然災害から不安要素が大きくなってきたということもありますし、あそこももとの築年数もかなり経過しているということもあり、あとバリアフリー的なところも考えると、ちょっと湯川ハウスをまず今回閉じるというような方向で今現在検討を進めているところになります。

その代わりというのもあれですけれども、今回、川尻にあります微助人の家のほうに3床増床をする予定としております。今回、微助人の家のほうは、定員8名になっていますので、そちらに3室ということになりますので、11の定員を予定しております。

現在そのほかに、笑く和くハウスが定員6名というような形になっておりますので、現在新たに増やしていくというのではなくて、今回湯川ハウスをまず閉じながら、その分ビスケットの家を3室増やして、定員については調整をするということになります。

委員長 真嶋実さん。

2番 ありがとうございます。では、湯川ハウ

スのほうが現在6名の定員で、そのうちの3人分を微助人のほうに移動をして足すというような形のですけれども、トータルでは結局マイナス3になる計画のようですが、それで足りる見込みになっているのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こちらのほうの整備事業の際に、お話を潤沢会さんのほうから受けておりますけれども、まず3床の増床でいいということでしたので、定員に対しての利用者については具体的には聞いておりますけれども、一応まずそのような計画で進めているということで、大丈夫ということでした。

委員長 真嶋実さん。

2番 別項目になりますけれども、障害者の配食サービスの事業ですが、今回が19万円、昨年在りし14万4,000円ということで、さらに遡るとちょっと途切れてだったのか、金額がない時期があって、同じ事業の枠だったかはちょっと確かではないですけれども、配食のサービスの関係で、以前に事業者さんの対応がなかなか難しいという状況の中で、減額したりというような、たしか記憶があったのですけれども、その後、事業者さんの対応のほうがスムーズになって、今この増額も含めて回っているのか、お伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 障害者の配食サービス事業についてお答えします。

こちらにつきましては、配食サービスを受ける対象のほうに、高齢者と障害者という対象となりまして、これまで障害者の対象の方がいらっしやなかったということで事業の予算を置いていなかったのですけれども、まず対象の方が今現在2人いらっしやいますので、そちらについて予算を計上しているところになります。

そして、事業所の対応につきましては、現在2事業所のほうに委託をお願いをしておりますので、まずそちらをそれぞれ区域をうまく湯田と

沢内に分けていただきながら、事業のほう進めていただいているところになります。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。12ページ。

真嶋実さん。

2番 障害者自立支援給付事業についてですけれども、前年に比べて754万4,000円増額になっております。これは、国の仕組みから増額になったのか、事業の需要、実態として増えてきたのか、あるいはまた単年度的な要件でこういう給付が増えているのか、継続的にこういう増額が維持できるのかということについて伺います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 12ページの障害者自立支援給付事業についての事業費の状況についてお答えします。

こちらにつきましては、障害者支援給付費の扶助費の部分が今回増額を見込んでいるところになります。こちらについては、障害者のサービス、障害福祉サービスを受けられている方々の給付の状況に応じて、まず見込みに応じてこちらのほうを予算計上しておりますので、ちょっと見込みが増えているというところで増額しているところになります。

委員長 真嶋実さん。

2番 一応確認になりますけれども、そうすると仕組みが変わってということではなくて、扶助費についての利用実態に即して予算を上げたということよろしいですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。14ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。15ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。16ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。17ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。18ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。19ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。20ページ。

普本歌織さん。

3 番 西和賀町保健センター建設事業の予算についてなのですが、内訳が21ページに書かれてありますが、報償費ということで、先ほどもアドバイザーとの打合せという説明があったと思うのですが、令和7年度はどのような内容で進められる予定でしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 20ページ、西和賀町保健センター建設事業につきまして、令和7年度につきましては、令和7年度には基本設計、実施設計等を進める予定としております。今予算には、これらの経費は計上しておりませんが、今後、補正予算の対応と考えております。

委員長 普本歌織さん。

3 番 こちらについては、関心の高い町民もたくさんおられるということで、検討の経過などは随時町民にお知らせしてほしいと思うのですが、そういったことも計画に入っていますか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず、これまで令和6年度8月に策定をしました西和賀町保健・子育て・包括支援拠点施設建設基本構想につきましても、まず策定をした後にはホームページにこちらの構想のほうを掲載しております。現在は、建設の基本計画の策定に取りかかっておりまして、まず間もなく完成予定となっております。こちらにつきましても、また皆さんに見ていただけるように、ホームページのほうに掲載を考えてお

ります。また、引き続き基本設計、実施設計につきましても、進捗状況等はその都度お知らせをしていきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進みます。21ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。22ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。23ページ。

(なしの声)

委員長 ここで当職の職務を副委員長に委ねたいので、暫時休憩します。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時43分 再 開

副委員長 休憩を解き審査を再開します。

委員長から職務を引き継ぎました。暫時、当職が進行いたします。質疑ありませんか。

高橋宏さん。

8 番 私からは、19ページ下段の予防接種事業について、令和7年度新たに高齢者の带状疱疹が補助対象になったと、対象になったためというような話があったのですが、これは今回対象になった背景については、患者が増えてきているようなことがあってなのか、その辺について伺います。

副委員長 保健師長。

保健師長 高齢者带状疱疹ワクチンの補助事業対象になった背景について、ご説明させていただきます。

带状疱疹は、加齢がリスクとなると言われている疾患で、免疫の低下などにより带状疱疹を発症し、後遺症である带状疱疹後の神経痛に長く悩まされることの多い疾患とされております。令和7年度から高齢者の带状疱疹ワクチン接種がB類疾病の定期接種に新たに位置づけられたことによって、決して安価ではない予防接種にかかる費用を助成して、対象者の方の経済的負担を軽減することで予防接種を受けやすくして、

多くの方が带状疱疹の発症及び後遺症である带状疱疹後、神経痛の予防や重症化を防ぐことを目的として今回予算措置をさせていただきました。

以上です。

副委員長 高橋宏君。

8 番 では、実際の補助率と、あとこれからになるかもしれませんが、今までの症例からして、ワクチン接種することによってどの程度症状が軽減するのか、かかりにくくなるのかというか、その点について伺います。

副委員長 保健師長。

保健師長 補助率についてなのですが、これまで肺炎球菌ワクチンでありますとか高齢者のインフルエンザ予防接種と同様に、大体ワクチンの3分の1程度の補助を見込んでおります。

効果のほどなのですが、ワクチンの種類が2種類ありまして、生ワクチンと組換えワクチンとあります。生ワクチンは、1回接種で効果の持続は大体5年ぐらいと言われておりますが、ワクチン接種費が比較的幾分安くなっていると思います。組換えワクチンについてですが、2回接種になりまして、効果の持続は10年ぐらいと言われておりますが、1回当たりの単価が少し高めに設定されておりますので、こちらのほうも2回分の3分の1程度ずつなのですが、補助する予定となっております。

以上です。

副委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副委員長 ここで当局の職務を委員長に引き継ぐため、暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休 憩

午後 1時47分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

発言がないようですので、お諮りいたします。これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

2 番 すみません、漏れがあったの、前は委員長が戻ってから漏れを聞いたので、待っていたのですが。

委員長 それでは、真嶋実さん。

2 番 大変申し訳ありません。ページに沿ったところで、質問のタイミングを逃してしまいました。抜粋の7ページ、それから説明書の25ページ、NPO法人人材バンクにしわが補助事業ですけれども、去年が150万で本年度が100万、これは以前から年度ごとに補助が下がってきていると思います。前にもちょっとお聞きしたときに、事業の立ち上げという立場から助成をしたということまでもお聞きしたのですが、現状として高齢者の活躍が望まれる現在、かつ人材不足であるという状況の中で、人材バンクの事業に対して町としてどう関わっていくか、役割の見直し等々というのは必要ではないか伺います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算書7ページのNPO法人人材バンクにしわがの補助事業についてお答えします。

こちらにつきましては、先ほど委員がおっしゃったように、立ち上げの際の、経営的に安定できるまでということで、補助に関しても一定の期間ということでお話をし、議員の方々からそのときに予算にかけていただいて、これまで経過をしてきたところになります。人材バンクにしわがにつきましては、NPO法人ということもありますので、一つの法人としての経営を法人で担っていただくと、いろいろ目的等もあるかと思うのですが、ほかのNPO法人と、そこは町としても同じ統一した考え方でしているところと認識しております。今回、令和3年度は400万円助成をしておりまして、年々減額をしてということで、令和7年度の予算編成においては人材バンクから提出していただいた予算書を基にヒアリングをして補助金額を決定をして、100万円としたところになります。

す。毎年度、経営状況を確認しながら、予算について減額をしながら、その時々経営状況に応じてということになりますので、必ずしもそれがゼロになるか、それともまた増額なるかはあれですけれども、私たちとしてはゼロに近づけるというのがお約束のことでもありましたので、その方針は変わりなく今のところ進んでいることになります。

委員長 真嶋実さん。

2番 他のNPO法人とのバランスということだったのですけれども、私自身、今、他のNPO法人と町がどういう関わりでそういうことをやってきているのか、ちょっと理解しかねるところですが、事業の目的のほうからの今後の事業のあり方の見直し、その場合はNPO法人の立ち上げだからというのは小さくなっていくという結果になるのかもしれませんが、人材バンクで行っている事業そのものは町内の人材を外部の派遣業者を通さないで活用して、地域内で回っていくという意味等々含めて、事業の目的のスタートのところの意味なども見直しが必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(何事かの声)

委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休 憩

午後 1時55分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

副町長。

副町長 今のご質問の部分については、私のほうからお答えしたいと思います。

NPO法人人材バンクさんとの部分につきましては、スタートした時点からシルバー人材センターを切り替えて、幅広く対応できるようにということで今の形にしてきたものです。そうした中で、そのときから人材バンクさんとは向き合いながら、その都度協議しながらという形でやってきていますし、現在もその形で取り組んでいるという状況でありますので、今後も引

き続き向き合い方は同様な形で対応しながら、経営状況も見ながらという形でやっていきたいなというふうに思っています。

以上になります。

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れありませんか。

高橋到さん。

9番 7ページの民生児童委員の事務費ですけれども、たしか来年度、民生児童委員の改選期だと思いますが、各地区とも民生児童委員に出すのに大変困っているような状態なのですが、もし欠員が出た場合は推薦委員会議で推薦してくれるということですか。

委員長 内記課長代理。

健康福祉課長代理 民生委員の件につきまして、お答えをさせていただきます。

全国的にも民生委員の成り手不足というのが大変問題になっております。昨年度来、国のほうでも成り手不足解消のための負担軽減の対策とか、いろいろ検討してまいってきているところですが、前回までについては、年齢要件、75歳という条件で一定の委員さんを推薦していただくところで依頼をしてきたわけですけれども、今回要綱が改正となりまして、年齢基準はあるのですけれども、それにとらわれずに地域の実情によって民生委員活動が元気にやれる方であれば推薦をしていただくということで、基準も変わってきてございます。

今お尋ねの欠員が出た場合、推薦会で補充するのかというところですが、欠員となった場合は欠員のまま、ほかの民生委員さんが担当区域をちょっと調整をしながら対応していただいて、引き続き募集をしていくといった対応になろうかと思えます。

以上です。

委員長 高橋到さん。

9番 それでは、ちょっと要らない心配かもしれないのですが、もし多かった場合は、この委員会で肩をたたくということですか。1

人が多い場合は、1人、ちょっと辞退してくださいとか、この委員会はそこまでの権限とか、そういうのを持っているわけですか。

委員長 内記課長代理。

健康福祉課長代理 民生委員の推薦会のご質問について、お答えをさせていただきます。

推薦会については、あくまでも資格要件のところを確認して県のほうに推薦するといったことになっておりますし、あと現在、民生委員が地区担当で36名、主任児童委員2名という定数に合わせて各地区に推薦依頼をしておりますので、一旦推薦については定数に合わせて推薦いただくことになっていきますので、定数を超えるということはちょっと想定してございません。

説明は以上になります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで説明員の交代のため、2時10分まで休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

続いて、議案第18号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長より予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計予算の概要について、予算書に基づき説明させていただきます。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改正により、平成30年4月から国保財政の運営主

体が市町村から県に移り、県では第3期岩手県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や市町村の事務の効率化、標準化、広域化などを推進する取組を市町村の意見を聞きながら、進めております。また、町では、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

予算書1ページを御覧ください。令和7年度の国民健康保険特別会計歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度より5,244万7,000円減の5億1,750万8,000円となっております。

10ページを御覧ください。歳出の主なものは、1款1項総務費、総務管理費は、前年度より447万9,000円の増となっており、市町村事務処理標準システム岩手県クラウドが令和7年度末に終了することに伴い、環境移行に必要な委託経費や新たなライセンス等の保守業務委託料が増額の主なものになります。

11ページ、2項徴税費は、前年度より116万円の増となっており、人件費及び令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向け、住民情報システムの改修業務委託料の増額が主なものになります。

2款保険給付費は、1項療養諸費から12ページ、5項葬祭諸費まで合わせて、前年度より5,488万4,000円の減となっております。歳入の保険給付費等普通交付金に合わせ、減額して計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分から13ページ、3項介護納付金分まで合わせて、前年度より93万4,000円の減となっております。県から示された納付金を県へ納付するもので、国保税や繰入金を充てております。

5款保健事業費は、1項特定健康診査等事業費、2項保健事業費を合わせて、前年度より15万9,000円の減となっております。国民健康保険被保険者を対象として実施する特定健康診査や特定保健指導の業務委託料、ドック受診者への

補助金を計上しております。これまで若年者健康診査を30歳から39歳の方を対象に実施していましたが、令和7年度から生活習慣病の予防を目的に対象年齢を20歳まで引き下げて、20歳から39歳の方を対象に実施します。

14ページを御覧ください。8款2項諸支出金繰出金は、前年度より239万2,000円の減となっております。病院事業会計へ保健事業経費分を繰り出しするものです。

次に、歳入になります。7ページを御覧ください。1款国民健康保険税は、前年度より108万3,000円増の7,158万1,000円を見込んでおります。

3款1項1目1節県支出金、普通交付金は、県の試算により保険給付費を見込んで前年度より5,438万4,000円減の3億5,345万2,000円を計上し、歳出の保険給付費のほぼ同額が交付されます。2節特別交付金は、前年度より217万4,000円増の1,502万9,000円を計上し、市町村が行う国民健康保険事業の運営に要する経費などに対して交付されるものです。

8ページを御覧ください。5款2項1目繰入金、基金繰入金は、前年度より696万1,000円減の2,117万9,000円を計上し、歳出で説明しました3款国民健康保険事業費納付金の財源としている国民健康保険税の減額に伴う補填分及び5款保険事業費の財源の一部を国民健康保険事業財政調整基金から充当するため、計上するものです。

国民健康保険特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織さん。

3番 歳入の国民健康保険税のところにしても、かねてより指摘してきまし

た町民から徴収する保険料のうち、18歳までの子供の均等割を町へ負担することについて、令和7年度、仮に町が負担するとしたら、幾らぐらいになるのか教えてください。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 お疲れさまです。子供の均等割額を町が負担するとしたら、幾らになるかということですが、令和7年2月末現在での試算になりますけれども、国民健康保険加入者のうち、現在行われている均等割の減額措置について対象となっているのは未就学児が15名、参考までに対象世帯数は9世帯、金額は10万6,600円が現在軽減されております。この軽減措置を18歳まで拡大した場合は、対象者数が52名となり、軽減額が38万8,475円となります。差し引くと、人数が37名増え、金額が28万1,875円増額となります。また、均等割額を18歳まで減免ゼロ円とした場合は、約67万円の負担が生じることになります。

以上です。

委員長 普本歌織さん。

3番 そういった金額であれば、何とかならないのかなとも思っていますが、町で負担するという検討はなされなかったのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 国保税の子供の均等割額の減免については、何度か議会でも答弁されておりますが、繰り返しになりますが、国民健康保険制度の趣旨であります負担と公平性から、加入者全てに応分の負担を求める必要があるため、特定の年代に限定した減免は行わないと答弁しております。その考え方は、変わっておりません。町では、令和5年4月1日から資産割の廃止と医療分の均等割額の引下げを行うことにより、全ての加入者の負担軽減となる改正を行っておりますので、特定の年代に限定した減免のほうは行わないという考えでおります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第18号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第19号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長より予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和7年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度より502万8,000円増の1億519万9,000円となっております。後期高齢者医療特別会計については、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として保険料額の決定、医療費の給付、資格確認書の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っているものです。

6 ページを御覧ください。歳入の1 款後期高齢者医療保険料6,554万4,000円、2 款使用料及び手数料1,000円及び3 款1 項1 目1 節の保険基盤安定繰入金3,412万5,000円を合わせた9,967万円を、7 ページ、歳出の2 款後期高齢者医療広域連合納付金として岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付します。

歳出の1 款1 項総務費、総務管理費59万3,000円、2 項徴収費478万4,000円を合わせて537万7,000円の事務経費分は、6 ページ、歳入の3 款1 項1 目2 節事務費繰入金財源になるものです。

2 項徴収費は、前年度より148万5,000円の増は、後期高齢医療の事務支援システムが標準準

拠システムへの移行に伴う経費及び令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向け、事務支援システムの改修業務委託料の増額が主なものになります。

後期高齢者医療特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第19号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第20号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長より予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、介護保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計は、第1号被保険者に係る保険料基準月額を8,100円とした第9期介護保険事業計画の中間年となり、介護予防事業や認知症施策などに引き続き取り組むとともに、令和9年度から令和11年度までの3か年を計画期間とする第10期介護保険事業計画策定のための在宅介護実態調査などの業務委託を盛り込み、当初予算を組んでおります。

1 ページを御覧ください。令和7年度の介護保険特別会計予算額は、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度より1,419万5,000円増の14億2,023万8,000円、介護サービス事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度より145万

3,000円減の955万9,000円となっております。

保険事業勘定の歳出の主なものについて説明します。11ページを御覧ください。1款総務費は、1項総務管理費から、12ページ、3項介護認定審査会費まで合わせて、前年度より252万4,000円の増となっております。

11ページに戻りまして、1目一般管理費、12節委託料、在宅介護実態調査業務委託料105万4,000円は、第10期介護保険事業計画策定に向けた基礎資料となる在宅介護実態調査に係る業務委託料を計上するものです。13節使用料及び賃借料、介護保険システム機器賃借料及びクラウドサービス利用料には、令和2年度に更新した介護保険システム機器の利用期間が令和7年10月に満了となることから、標準システム対応の機器への更新に伴う経費も含まれております。

13ページ、2款保険給付費は、1項介護サービス費等諸費から15ページ、6項特定入所者介護サービス等諸費まで合わせて、前年度より1,640万円の増となっております。前年度の給付実績を勘案して、各サービス給付費を増減しております。

16ページを御覧ください。3款地域支援事業費は、1項介護予防・日常生活支援総合事業費から18ページ、3項包括的支援事業費まで合わせて、前年度より67万2,000円増となっております。

16ページに戻り、2目一般介護予防事業費、12節委託料、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料321万2,000円は、第10期介護保険事業計画策定に向けた基礎資料となる介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に係る業務委託料を計上するものです。

19ページを御覧ください。5款基金積立金308万7,000円は、歳入第1号被保険者保険料から歳出、保険給付費等を差し引いた余剰金を介護給付費準備基金に積み立て、今後の給付等の変動に備えるものです。

次に、歳入になります。8ページを御覧ください。

1款の介護保険料は、前年度より272万6,000円増の2億2,519万5,000円を見込んでおります。

次に、介護サービス事業勘定になります。32ページを御覧ください。サービス事業勘定の歳出の主なものは、1款総務費の職員人件費及び事務費になります。

2款事業費の要支援1、要支援2の方の介護予防サービス計画の作成業務等に係る居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント業務委託料は、令和6年度の制度改正に伴い、居宅介護支援事業所が居宅介護予防支援事業所として指定を受け、介護予防支援計画を作成した場合は、介護報酬を直接請求することができることになったことにより、前年度の実績を勘案して減額して計上しております。

介護保険特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入、歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第20号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 これ健康福祉課への審査をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時30分 休 憩

午後 2時40分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

次に、税務課の審査を行います。税務課長より予算の概要説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 では、税務課が所管する

令和7年度の主な予算の内容について説明させていただきます。

皆様に配付しております税務課を抜粋した予算書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。2ページをお開きください。初めに、個人町民税の均等割は前年比8万円減の671万5,000円、所得割は前年比1,912万3,000円増の1億4,745万6,000円、合計1億5,417万1,000円を見込んでおります。所得割の増額の主な理由は、個人住民税の定額減税の実施に伴い、令和6年度の当初予算を低く見込んでおりましたので、その終了に伴い大きく増額となったものです。

次に、法人町民税の均等割は、令和7年度の申告対象事業所を128法人と見込み、前年比83万1,000円増の1,287万円、法人税割は前年度比206万円増の875万4,000円、合計2,162万4,000円を見込んでおります。

次に、固定資産税については、現年課税分、滞納繰越分を合わせて、前年比約1,273万円増の2億3,666万2,000円を見込んでおります。現年課税分2億3,537万6,000円の内訳は、土地分で4,256万1,000円、家屋分で1億1,952万円、償却資産分で7,329万1,000円となっております。増額の主な理由は、土地や償却資産分について、減免となる西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例、いわゆる旧過疎法適用分に基づく減免期間が終了したことに伴うものであります。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金ですが、国や県など地方公共団体が固定資産が所在する市町村に対して地方税で定める固定資産税の代わりに交付される交付金であり、主に岩手県企業局や東北森林管理局などから交付されるもので3,359万円を見込むものです。

次に、軽自動車税でございますが、環境性能割と種別割の2つの区分となっており、環境性能割、いわゆる自動車取得税といったもので

146万5,000円を、種別割は原動機付自転車や軽自動車等で現年課税分、滞納繰越分合わせて、前年度とほぼ同額の2,280万5,000円を見込んでおります。

3ページを御覧ください。たばこ税でございますが、前年比215万9,000円減の1,874万円を見込んでおります。

最後に、入湯税でございますが、前年比42万9,000円減の381万8,000円を見込んでおります。参考までに、入湯税の使途については、別冊の予算説明書10ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、歳入予算の町税に係る部分について説明させていただきました。

引き続き、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。2款2項1目の税務総務費でございますが、職員人件費のほかに税務事務を円滑に行うための事務的経費等を計上しております。

続いて、2款2項2目の賦課徴収費でございますが、前年比784万1,000円増の2,208万4,000円となっております。

6ページをお開きください。12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、町税における各税目の賦課並びに徴収を行うための事務的経費や各税目の賦課と納付の管理をするための予算を計上しております。12節委託料、中段の令和9年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料663万8,000円は、令和9年度評価替えにおける適正で均衡の取れた固定資産、土地の評価のため、適正な価格バランスを有した路線価を付設し、算定根拠等の基礎資料を作成するための業務委託料となります。13節使用料及び賃借料、預貯金照会システム使用料13万2,000円と預貯金照会システムデータ従量料は新規事業で、滞納整理に伴い、財産調査の一つとして預貯金調査を行っておりますが、従来紙で行っていた照会を電子システムによる方法に変更するもので、導入することに

伴い金融機関の負担軽減と、町としても回答期限の短縮による効率化が図られるということで導入しようとするものです。

以上で説明を終わります。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

刈田敏さん。

1 1 番 滞納分についての件数をお伺いしますけれども、町税の個人の滞納繰越分、それから町税の固定資産の分についてお願いします。件数で。

会計管理者兼税務課長 全部ですか。

委員長 刈田敏さん。

1 1 番 町税の2ページ、町税の個人の分の滞納繰越分と、その下の固定資産税の分の2点についてお願いします。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 5年度末の滞納の件数でとなります。個人の町民税については、延べ人数、延べでは43件で、実人数では18名の62万7,671円、これが現年度分なので、令和5年度分だけの滞納の分になります。

固定資産税のほうの実人数で67名で、件数とすれば延べ195件になります。金額は505万8,100円が5年度末での滞納の現年分の繰越人数になります。

委員長 刈田敏さん。

1 1 番 これ全て重複するわけではないということですが、重複する人がほとんど……その辺の内訳、ちょっとお伺いします。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 すみません。税目ごとに集計しておりまして、この中で重複している方があるかというのは、ちょっと資料として持ち合わせてございません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を

進めます。5ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで税務課の審査をひとまず終了し、本日予定していた日程を終了します。

明日3月13日は、午後1時からさわうち病院から審査を始めます。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時53分 散 会